

議案第 39 号

大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金交付要綱案

令和 7 年 6 月 23 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

民間の幼保連携型認定こども園における、小中高生を対象とした保育者の魅力発信イベント等の取り組みに対して補助金を交付するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 日

大野市教育委員会

大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、将来的な保育人材確保を図るため、イベントの開催によって保育者の魅力を発信する取組みを行う幼保連携型認定こども園に対して補助金を支給することについて、大野市補助金等交付規則（昭和 57 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、大野市内に所在する民間の幼保連携型認定こども園とする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の対象となる事業は、次の各号に定めるすべての要件を満たし、保育者の魅力を発信していると認められる事業とする。

- (1) 小学生、中学生及び高校生を対象とした保育を体験できるイベントであること（ただし、学校による職場体験、家庭科授業の受け入れを除く。）
- (2) イベント実施に係る広報及び周知を行うこと
- (3) イベント実施にあたり保険に加入すること

2 補助金の対象となる経費、補助上限額及び補助率は、別表に定めるものとする。

3 当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 福井県保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（令和7年4月1日付け
児第1453号）に定める事業計画書等

（申請事項の変更等）

第5条 申請者が前条に掲げる書類の記載事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金変更交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付指令書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金実績報告書（様式第4号）

(2) 福井県保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（令和7年4月1日付け
児第1453号）に定める事業報告書等

（関係図書の保存）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助上限額	補助率
イベント実施に係る給	50,000円	10／10以内

料、職員手当等、報償 費、共済費、需用費、役 務費、委託料、備品購入 費		
---	--	--

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
施 設 名
代表者氏名

大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金交付申請書

大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金の交付を受けたいので、大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助事業の実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類 (1) 福井県保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け児第 1 4 5 3 号）に定める事業計画書等

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
施 設 名
代表者氏名

大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金について、補助金の変更交付を受けたいので、大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額	変更前の交付決定額	円
	増 減 額	円
	今回変更交付申請額	円

2 補助事業の実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類 (1) 福井県保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（令和7年4月1日付け児第1453号）に定める事業変更計画書等

様式第3号（第5条関係）

大野市指令 第 号

団体名

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金について、大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
施 設 名
代表者氏名

大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金実績報告書

年 月 日付け大野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた
大野市保育士・保育の魅力発信事業補助金について、事業が完了したので、大野市
保育士・保育の魅力発信事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え
て下記のとおり報告します。

記

- 1 実績報告額 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 3 添付書類 (1) 福井県保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（令
和7年4月1日付け児第1453号）に定める事業実績報
告書等